

岡山県介護保険制度推進委員会

<第9期岡山県高齢者保健福祉計画

・介護保険事業支援計画（案）について>

令和6年2月13日（火）

岡山県子ども・福祉部長寿社会課

「第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」(案)について

老人福祉法第20条の9第1項及び介護保険法第118条第1項に基づき、老人福祉事業の供給体制を確保するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するため策定を進めている、「第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」(素案)について、パブリック・コメントにより広く県民からの意見を募集し、その結果等を踏まえ、案を取りまとめた。

1 策定の趣旨

高齢者が要介護状態等になっても、尊厳を保持し、住み慣れた地域でその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、限りある社会資源や財源を効果的に活用しながら、必要な保健医療と福祉のサービス提供体制を計画的に整備するため、計画を策定する。

2 計画期間

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間

3 パブリック・コメントの実施結果

(1) 意見募集期間

令和5年12月19日(火)～令和6年1月18日(木)

(2) 意見件数

9件(4人)

(3) 意見の要旨と県の考え方

別紙1のとおり

4 計画(素案)からの主な変更点

別紙2のとおり

5 今後のスケジュール(案)

令和6年3月上旬	市町村介護保険事業計画の数値確定による本計画の数値確定
3月下旬	計画策定・公表
4月1日	「第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」 施行

【資料】第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画(案) 別冊

意見の要旨と県の考え方

1 第2章Ⅱ 計画の目標について（3件）

番号	意見の要旨	県の考え方
1	地域共生社会の実現を目指すとしているが、高齢者にはできないこともあるため、主治医等が身体状況等を評価した上で、介護保険施設等のスタッフとして、できることや得意なことを提供して対価を得るようなモデル事業を実施し、県内へ広げてほしい。	地域共生社会の実現に向けては、高齢者が社会の重要な一員として生きがいを持って活躍できる地域社会づくりが重要と考えており、ボランティアポイント制度等を実施する市町村等と連携しながら、高齢者の社会参加の取組を推進してまいります。
2	要介護者に同居の家族がいる場合は、訪問介護の生活援助が利用できないため、仕事をやめるなどして介護しなければならない。働く家族がいる場合にも訪問介護の生活援助を利用できるようにすることが、家族介護の負担等を軽減するための市町村の取組だと思う。	訪問介護による生活援助については、原則、同居の家族がいる場合は利用できませんが、家族が就業等により必要な家事を行えないなどやむを得ない事情がある場合は、利用できるものもあるとされており、ケアマネジャーが個々の状況を勘案の上、適切に判断されているものと考えています。
3	高齢者の自立支援・重度化防止の取組を効果的に推進するため、リハビリテーション・機能訓練、口腔ケア、栄養指導を一体的に行えるよう、地域包括支援センターに管理栄養士や歯科衛生士を配置し、個別ケアプランの指導を行うとともに、同じ観点から、ケアマネジャーへの教育も行うべきと考える。	地域包括支援センターについては、国が定めた基準に基づき、設置主体である市町村がそれぞれの地域の実情に応じて、必要な人員配置等を行っているところです。県では、地域包括支援センターの職員やケアマネジャーを対象に、口腔ケアや栄養指導等に関する研修等を行っているところであり、こうした取組を通じ、センターの機能強化を支援してまいります。

2 第3章 I 在宅医療と介護の連携の推進について（1件）

番号	意見の要旨	県の考え方
4	地域包括ケアシステムの中で、家族のいない独居者の発見や見守りの役割を誰が担うのか検討してほしい。	高齢単独世帯の増加が見込まれる中、独居者の見守り等の体制づくりは課題と考えており、市町村では、多職種が連携する地域ケア会議等において、それぞれの地域での課題解決に向けた検討等を行っているところであり、こうした取組を支援してまいります。

3 第5章 I 介護職員について（3件）

番号	意見の要旨	県の考え方
5	肝心な介護職員の需給状況が推計中となっている。「国による推計ツールの都道府県への提供が間に合っていない」とのことだが、この部分は第5章の要の部分であり、いかがなものかと言わざるを得ない。	ご意見のとおり、本来であれば、需給推計値を盛り込んだ上でパブリック・コメントを実施すべきですが、依然として介護職員の不足が課題であることから、現状を踏まえた取組を記載しています。 今後、同様の事態が生じないよう、国に推計ツールのなるべく早い提供を求めてまいります。
6	介護人材の確保には、約7万円／月ともいわれる全産業平均との賃金格差の是正が不可欠だ。	介護職員の給与については、介護報酬の改定等により改善が図られているものの、依然として全産業平均の給与を下回っていることから、給与水準の引き上げにつながるよう、処遇改善加算の一層の拡充などの対策について、引き続き、国に要望してまいります。

7	人材紹介会社への手数料が介護事業所の運営上影響していることがあると思う。多くの求職者は、無料で求人情報を得ることができても、就職先が手数料を払っていることは知らないと思う。個々の事業所の求人活動や魅力発信は大事だが、求職者に県福祉人材センターを利用するメリットなどについて、民業を圧迫しないような形で広報できないものかと思う。	県福祉人材センターは、丁寧なニーズ把握と調整による就業先の紹介・あっせんを無料で行うほか、福祉関係資格の取得に関する相談なども行っており、民間とは異なる同センターの特徴もしっかり広報してまいります。
---	--	--

4 第5章Ⅳ 介護現場の生産性及びサービスの質の向上について（1件）

番号	意見の要旨	県の考え方
8	介護ロボットはいまだ開発途上で、目の前の深刻な人材不足を代替できるものではないと言われており、ＩＣＴ技術による事務作業の軽減も、業務の苦難を根本的に解消するにはほど遠いと言われている。	介護現場は人材不足が深刻な状況であり、職場環境の厳しさが要因の一つと認識しているところです。 このため、介護ロボットやＩＣＴ等の活用による業務の改善や効率化を進めることで、職員の負担軽減を図り、職場環境の改善等につなげるとともに、介護サービスの質の向上と介護職員の定着・確保を図ってまいります。

5 その他（１件）

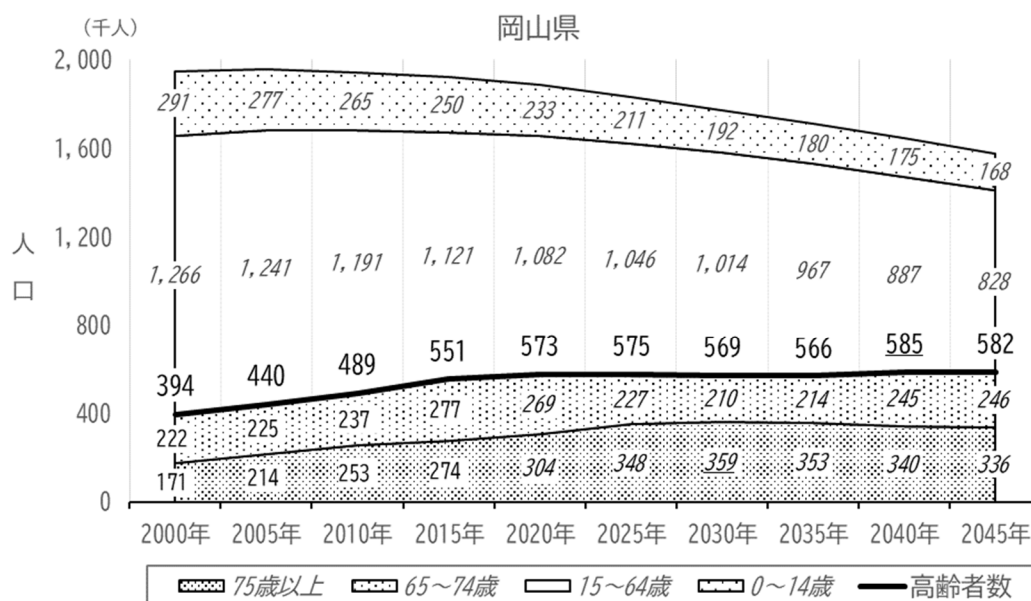
番号	意見の要旨	県の考え方
9	県北等は、高齢化と過疎化、人材不足が進み、赤字路線の廃線も懸念されている。山間部の人に住まいを駅周辺に移してもらい、ＡＩ等も効果的に利用しながら、鉄道を使った新たなビジネスモデルの構築を検討してもらいたい。岡山県の明るい将来を県民みんなで創るため、県はその旗振り役を果たしてほしい。	人口減少が進む中、高齢化や過疎化などの状況を踏まえた上で、高齢者保健福祉や介護保険の事業の在り方について、引き続き、検討してまいりたいと考えています。

素案からの主な変更点

1 人口の将来推計

素案策定後に、国立社会保障・人口問題研究所から新しい「日本の地域別将来推計人口」が公表されたことから、関係数値を更新している。

【図表 2－1】岡山県の人口構成の変化（推計）



※別冊の本計画（案）の5ページに掲載

2 介護給付等対象サービスの量の見込等

基礎となる各市町村の介護保険事業計画が策定中であることから、現時点の暫定値を集計して案を作成している。

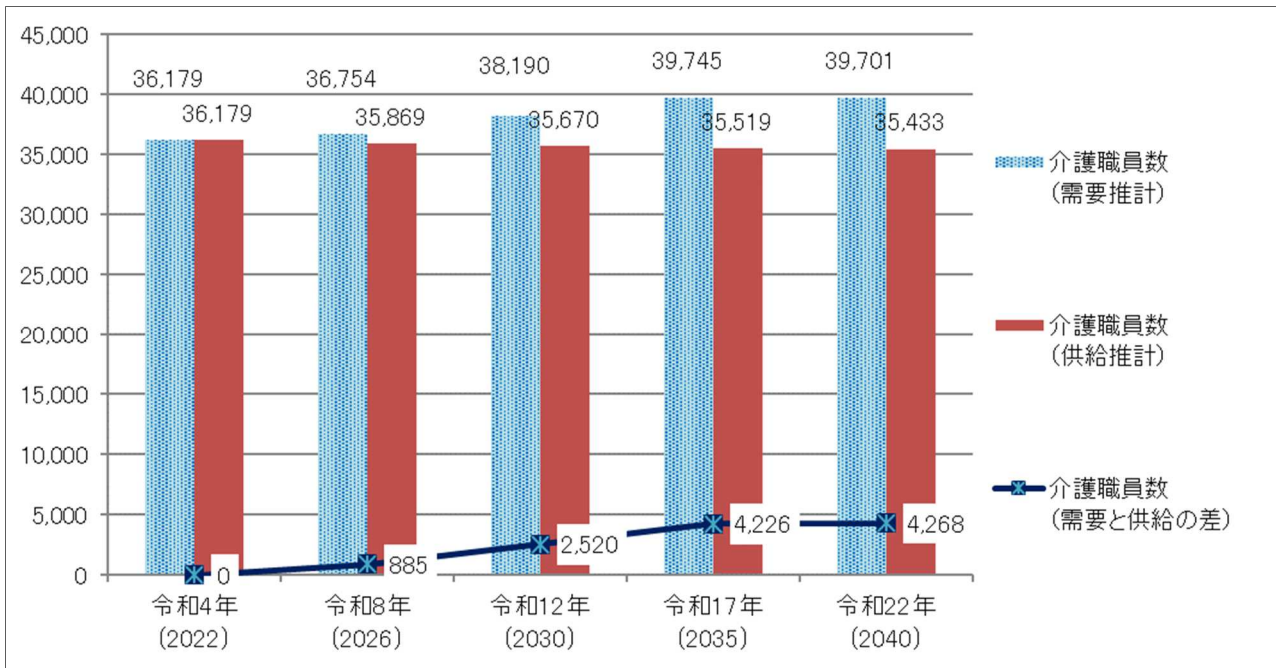
なお、各市町村計画のサービスの量の見込等の確定は、3月上旬となる予定であり、その後、集計により本計画の数値を確定させることとする。

3 素案において推計中であった介護職員の需給推計（暫定値）

今後、利用が見込まれる介護サービスの提供に必要な介護職員を離職者や入職者等の推移を踏まえて推計すると、令和 12（2030）年に介護職員が約 3 万 8 千人必要となり約 2.5 千人不足し、令和 22（2040）年には、約 4.3 千人の不足が見込まれる。

【図表 5－1】 本県における介護職員の需給推計

（単位：人）



【参考】 令和 27（2045）年は、需要 38,482 人、供給 35,384 人（需要と供給の差 3,098 人）、令和 32（2050）年は、需要 37,090 人、供給 35,357 人（需要と供給の差 1,733 人）と推計。

※別冊の本計画（案）の 77 ページに掲載

「第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」（案）の概要

1 計画の基本理念

高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能とするため、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援（生活支援）が包括的に確保される地域包括ケアシステムを基盤とした地域共生社会の実現と、認知症になっても自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

2 高齢者人口の推計

（単位：千人）

区 分	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
総人口	1,888	1,832	1,774	1,713	1,646	1,578
高齢者人口	573	575	569	566	585	582
75歳以上	304	348	359	353	340	336

3 施策の方向と主な取組

（1）地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた市町村支援

【施策】	【主な取組】
在宅医療と介護の連携の推進	- 岡山県在宅医療推進協議会を通じた医療・介護関係団体の連携促進 - 在宅医療と介護を支える人材の育成
中重度者を支える在宅サービスの充実	訪問看護ステーションの整備促進など医療ニーズのある要介護者へのサービス提供体制の強化に向けた支援
認知症施策の推進	- 認知症の人とその家族等の意見を聞いて行う県計画の策定 - 認知症サポーターの養成や地域版希望大使をはじめ認知症の本人による情報発信等を通じた認知症に関する正しい知識・理解の促進 - 認知症疾患医療センターの設置や医療・介護従事者の認知症対応力の向上など認知症の人への医療・介護サービスの提供体制の整備
地域支援事業の推進	- 保健師等専門職で構成する市町村サポートチームによる市町村支援 - 職員の資質向上研修等を通じた地域包括支援センターの機能強化
介護予防の推進・生活支援の体制整備	- 住民運営の通いの場の普及 - 住民互助による通所付添活動の普及 - 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 - リハビリテーション専門職による市町村支援の促進
住まいの安定確保	- 住宅のバリアフリー化の促進 - 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の質の確保
多様な高齢者施策	- 高齢者虐待防止対策の推進 - 災害対策の推進 - 感染症対策の推進

(2) 人材の確保・育成及び生産性の向上等

- ・「入職者を増やす」「離職者の再就職を促す」「離職者を減らす」「働きやすい職場づくり」を柱に、外国人を含む多様な人材の確保・育成に向けた取組の実施
- ・介護現場の生産性及びサービスの質の向上に向け、介護ロボットやＩＣＴ等のテクノロジーの導入など、様々な施策を総合的・横断的に実施するワンストップ型支援の実施

(3) 介護保険制度の公正・円滑な運営

- ・介護サービス情報の公表制度の周知
- ・介護サービス事業者の経営情報の調査・分析
- ・市町村と連携した効果的な事業者指導等の実施
- ・市町村の介護給付の適正化に向けた取組への支援

4 介護給付費見込額等（暫定値）

(1) 介護給付費見込額

（単位：百万円）

区分	令和5年度 (2023)	第9期計画			令和12年度 (2030)	令和22年度 (2040)
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)		
在宅系サービス	86,267	88,530	90,561	92,433	96,976	102,516
施設系サービス	63,670	64,093	64,303	64,618	68,658	72,884
居住系サービス	26,879	27,373	28,091	28,670	29,792	31,631
合計	176,816	179,996	182,955	185,721	195,426	207,031

(2) 介護保険施設等の整備目標数

①広域型施設・居住系サービス

（単位：人）

区 分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合 計
介護老人福祉施設				0
介護老人保健施設	△50			△50
介護医療院	50			50
介護専用型特定施設入居者生活介護				0
混合型特定施設入居者生活介護	7	48	80	135

②地域密着型施設・居住系サービス

（単位：人）

区 分	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合 計
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	△16	29	58	71
認知症対応型共同生活介護	18	18	54	90
地域密着型特定施設入居者生活介護	9	29		38

5 目標指標（主なもの）（暫定値）

指 標 名	現状 (令和4(2022)年度)	目標 (令和8(2026)年度)
訪問看護(介護給付におけるサービス利用見込み)※	71,840 回/月	87,597 回/月
かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数	1,941 人	2,200 人
通いの場の参加率	6.1%	8%
「おかやま☆フクシ・カイゴ職場すまいる宣言」登録数	386 事業所	706 事業所